みまもり CUBE 見守り対象者様 向け

補償内容のご案内

※当文書はみまもり CUBE のご利用者様が適用されます。

株式会社ラムロックのみまもり CUBE には見守り対象者の皆様が万が一<u>交通事故</u>に 巻き込まれた際の傷害補償と排個時他人を死傷させたり、モノを損壊させ法律上 損害賠償責任を負った際の損害補償が付帯されております。

《交通事故限定》傷害死亡·後遺障害保険金額

200万円(上限)

個人賠償責任保険金額

3億円(上限)

※被保険者 (補償の対象とするお客さま)	見守り対象者様
※住所	みまもり CUBE を設置の住所
保険期間	みまもり CUBE レンタル契約日の翌日午前 0 時から 解約日まで

(ご注意)

- 〇保険証券は発行しませんので、本被保険者カードを大切に保管しておいてください。
- (保険金をお支払いする場合に該当したときの取扱代理店へのご連絡)
- 〇保険金をお支払いする場合に該当したときは、**取扱代理店までご連絡ください**。保険金請求の手続につきまし
 - て詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【取扱代理店】 株式会社 集成社 東京都品川区東五反田5丁目25番18号 TEL 03 (3442)0411 【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

株式会社ラムロック 福岡県飯塚市勢田1950-1 TEL0120(927)760

《交通事故限定》傷害死亡・後遺障害保険金額 200万円

(編書死亡保験金 ★傷害補償(標準型)特 対 (自動セット) ☆交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット) (福言後遠障書保験金 (福言後遠障書保験金 (福言後遠障書保験金 (福言後遠障書保験金 (本) (福言後遠障書保験金 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
り、(主) 既にお支払いした傷害後遺障害保験 金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保験 金がある場合は、傷害死亡・後遺障害民験 金がある場合は、傷害死亡・後遺障害と引い た機調にお支払いした金額を達見引い た機調にはます。 (注) 既にお支払いした金額を達見引い た機調にはます。 (注) 既にお支払いした金額を達し引い た機調にはます。 (表) 事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に後遺障害※が生じた場合 (注) 政府労災保険に準じた等級区分ご とに定められた保険金支払割合で、傷害後 遺障者に験金をお支払いします。 (注) 政府労災保険に準じた等級区分ご とに定められた保険金支払割合で、傷害後 遺障者に験金をお支払いします。 (注) 政府労災保険に準じた等級区分ご とに定められた保険金支払割合で、傷害後 遺障者に験金をお支払いします。 (注) 政府労災保険に準じた等級区分ご とに定められた保険金がまなり会社の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※ を要する状態にある場合は、引受保険金さます。 は、事故の発生の日からその日を含めて1
☆交通事故放験のみ補償 特約セット(自動セット) 傷害後遠障客保険金 (保護報) (福害後遠障客保険金 (保険期間中の交通事故※によるケガ※の 大傷害補償 (福準型) 対 (自動セット) ☆交通事故危験のみ補償 特約セット(自動セット) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ご (注2) 被保険者が事故のを生の日からその日を含めて (注2) 放府労災保険に準じた等級区分ご (注2) 被保険者が事故のを生の日からその日を含めて (注2) 被保険者が事故のを生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※ を要する状態にある場合は、引受保険会社 は、事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※ を要する状態にある場合は、引受保険会社 は、事故の発生の日からその日からその日を含めて100日を含めて100日を含めて100日を含めて100日を含めて100日を含めて100日を含めて100日を含めて100日を含めて100日である。190日を含めて100日である日からその日からその日からその日からその日からその日からその日からその日からその
特約セット(自動セット) (編書後遠障害保険金 ★傷害補償(標準型)特 約(自動セット) お交通事故終のみ補償 特約セット(自動セット) 特約セット(自動セット) 特約セット(自動セット) は一種が表現してります。 と遠障害保険金額の100%~4%をお支払います。 (注1)政府労保険に準じた等級区分でとに定められた保険金支払割合で、傷害後 遺障害保険金お支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療炎 を要する状態にある場合は、引受保険金とも
【傷害後遺障害保険金 ・ 後書補償(標準型)特 物(自動セット) 大交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット) 大交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット) を通りを表している。 は、180日以内に後遺障害※が生じた場合 は、180日以内に後遺障害※が生じた場合 は、180日以内に後遺障害※が生じた場合 は、190円の受力を表している。 は、100円の分では、180日を超えている。 は、210円の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※ を要する状態にある場合は、引受保険をはは、事故の発生の日からその日を含めて1
(傷害後遺離者保験金 ★傷害補償 (標準型) 特 約 (自動セット) ☆交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット) ☆交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット)
★傷害補償 (標準型) 特 約 (自動セット) 180日以内に後遺障害※が生じた場合 特約セット(自動セット) 開発します。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ご とに定められた保険を支払割合で、傷害後 遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からそ の日を勢のて180日を超えてなお治療炎。 を要する状態にある場合は、引受保険会社 は、事故の発生の日からその日を含めて1
約(自動セット) ☆交通事故危険のみ補價 特約セット(自動セット) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ご とに定められた保険金支払割合で、傷害後 適障害保険金をお支払します。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からそ の日を含めで180日を超えてなお治療※ を要する状態にある場合は、引受保険金は は、事故の発生の日からその日を含めて1
☆交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット) をに定められた保険金支払割合で、傷害後 遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からそ の日を他ので180日を超えてなお治療炎 を要する状態にある場合は、引受保険会社 は、事故の発生の日からその日を含めて1
特約セット(自動セット) とに定められた保険金支払割合で、傷害後 道障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からそ の日を含めて180日を超えてなお治療家。 を要する状態にある場合は、引受保険会社 は、事故の発生の日からその日を含めて1
遠障書保険金をお支払いします。 (注2) 確保険者が事故の発生の日からそ の日を含めて18の日を担えてなお治療※ を要する状態にある場合は、引受保険者社 は、事故の発生の日からその音が
の日を含めて180日を超えてなお治療炎 を要する状態にある場合は、引受保険会社 は、事故の発生の日からその日を含めて1
を要する状態にある場合は、引受保険会社 は、事故の発生の日からその日を含めて1
は、事故の発生の日からその日を含めて1
■ 8 1 日目における医師※の診断に基づき後
遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保
(注3)同一の部位に後遺障害を加重され た場合は、既にあった後遺障害に対する保
た場合は、以にめった後週四台に対する床 険金支払割合を控除して、保険金をお支払
いします。
(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保
いた残額が限度となります。また、保険期
間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険
金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度 となります。
個人賠償責任保険金 保険期間中の次の偶然な事故により、他人 損害賠償請求権者に対して負担する法律上
★個人賠償責任危険補 の生命または身体を害したり、他人の物を の賠償責任の額(判決による遅延損害金を
(賞特約 (自動セット) 壊したりして、法律上の損害賠償責任を負 含みます。) および訴訟費用 (*)等をお支
われた場合 払いします。
① 本人の居住の用に供される住宅(*) (*) 引受保険会社の書面による同意が必
の所有、使用または管理に起因する偶然な 要となります。
事故 (注1) 法律上の損害賠償責任の額のお支 (2) 被保険者の日常生活に起因する偶然 払額は、1回の事故につき、個人賠償責任
な事故 保険金額が限度となります。
(*) 敷地内の動産および不動産を含みま (注2) 損害賠償金額等の決定については、
す。 あらかじめ引受保険会社の承認を必要とし
(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、 ます。
同居の親族および別居の未婚※の子とな (注3)日本国内において発生した事故に
ります。なお、これらの方が責任無能力者 ついては、被保険者のお申出により、示談
である場合は、親権者・法定監督義務者・ 交渉をお引受します。ただし、損害賠償請
監督義務者に代わって責任無能力者を監 求権者が同意されない場合、被保険者が負 督する方(責任無能力者の6親等内の血 担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠
族、配偶者および3 親等内の姻族に限りま
族、配偶者および3親等内の姻族に限りま 償責任保険金額を明らかに超える場合、正
族、配偶者および3 親等内の姻族に限ります。 す。)を被保険者とします。「同居の親族」 とは、本人またはその配偶者と同居の、本 人またはその配偶者の8 親等内の血族治 の裁判所に提起された場合には示談交渉を
集、配偶者およびる観等内の閲覧に限ります。) す。)を被保険者とします。「同居の関族」。 とは、本人またはその配偶者と同居の、本 人またはその配偶者と同居の、本 人またはその配偶者のも競等内の血族お なびる観等内の畑族をいいます。「別居の でうったができませんのでごきませんのできませんのできません。
族、配偶者および3 観等内の翅族に限ります。)を被保険者とます。)を被保険者とます。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者のの親等内の血族および3 観等内の翅族をいいます。「別居の未知の子」とは、本人またはその配偶者と同居の、本知の子」とは、本人またはその配偶者といいます。「別居の未知の子」とは、本人またはその配偶者といい。
族、配偶者および3 親等内の姻族に限ります。 を被保険者とします。「西原現族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6 親等内の血族および3 親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者との配婚者の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別様の子
族、配偶者および3 親等内の姻族に限ります。」を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の8 観等内の姻族および3 親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者といます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者といい。

の差異や保険金額、加入の要否をご確認い ただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
味終重の種類 傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特 約(自動セット) ☆交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット)	保険変約者、被保険者または保険をを受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ 自録行為、犯罪行為または開発行為によるケガ 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ 砂焼腸、側煮、または心神喪失によるケガ の外科的手術その他の医療処置によるケガ の外科的手術その他の医療処置によるケガ の手機によるものである場合には、保険金を支払いします。) ・戦争、その他の変乱※、暴動にとるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ・戦力の治療炎によるものである場合には、保険金の支払対象となります。) ・地震もしくは頃火またはこれらを原因とする津波によるケガ ・地震もしくは頃火またはこれらを原因とする津波によるケガ ・地震対力がなるときでも、類(付い)部を検針で、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ・人水色の類が入がなるときでも、関係(大の)部を検針で、であるが、にないなるときでも、関係(大の)がのないもの ・人の第四様を持ず、に、こり受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ・原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 ・交通乗用果※を用いて競技等※をしている間のケガ ・戦務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、あむび交通集用の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型) 特 約(自動セット) ☆交通事故危険のみ補償 特約セット(自動セット)	(傷害死亡保険金と同じ)
個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任免険補償 特約(自動セット)	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の来務遂行に直接起向する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から伸りたり預かったりした物を強したことによる損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第年各位例報告賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●が未受した起因する損害賠償責任 ●が保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等次の車両(ゴルー環験地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●域章もしくは頃火またはこれらを原因とする津波による損害 ●域費も、その他の変乱※、暴動による損害

※印用語のご説明

- ●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- ●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- ●「競技等」とは、競技、競争、興行(* 1)または試運転(* 2)をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (* 1) いずれもそのための練習を含みます。
 - (*2) 交通事故危険のみ補償特約の場合は訓練(自動車等※の運転資格を取得するための訓練を除きます。)を含みます。
- ●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 - 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有害ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次の いずかかに始当するものを含みません。

①細菌性食中毒

- ②ウイルス性食中毒
- (*) 縦締的に吸入 吸収すたけ採取した結果生ずる由素症針を除きます
- ●「検査障害」とは、治療%の効果が医学上期待できない状態であって、結果験者の身体に残された症状が明末においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的地質所当※のないものを除きます。
- ●「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ① 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(*)
 - ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*)
 - ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。)
 - ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に繰ります。)
 - ⑥ 交通乗用具の火災
 - (*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- ●「脳聴 (えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- ●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- ●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- ●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- ●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)が次の取扱いを行います。

【個人情報の取扱いについて】

この意義契約に関する個人相解について、引受経験会社 (三井住友海上火災保険株式会社) がこの保険引受の審査および履行等のために利用するこ とに同意のうえ、ご応入(ださい。ただし、保経監督等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に促い、業務の適切な 運営の情報その他必要と認められる範囲に関定します。

また。上記の利用目的の連点に必要な範囲内で、引受保険会社(三月日本店業上火災保険株式会社)の業務要託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、 医療機関、保険金の原本・支払いに関する関係先、一般社団は、日本協審保険協会、再保険会社、再保険会社等、ですれる場合にあるもの を含む)に提供することがあります。詳細については、三井住友業上ホームページ(http://www.ms-ins.com)をご覧ください。